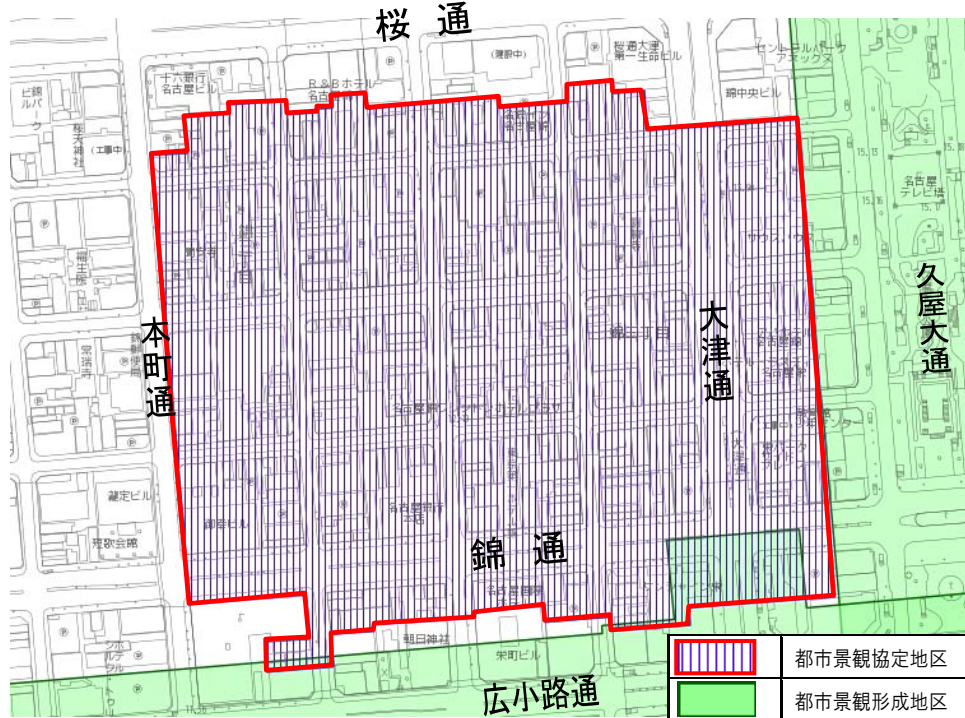


錦三丁目地区都市景観協定

初回協定締結日:昭和 62 年 8 月 6 日
平成4年6月2日第一回変更
平成9年6月2日第二回変更
平成19年7月18日第三回変更
平成29年7月19日第四回変更



※地区内には協定に同意していない方が含まれています

まちづくりの基本目標

- ・昼夜にわたり魅力あふれる都心の繁華街
- ・老若男女が安心して回遊し、飲食を楽しめる街
- ・快適な居住環境を保持し、個性的で愛着の持てる街

建築物・工作物・広告物の基準

【建築物】

- ・街並みとの調和をはかりつつ、各店、各ビルの個性を最大限に活かしたものとして下さい。
- ・刺激的なもの、けばけばしいもの等、錦三丁目にふさわしくないデザインのものとは避けて下さい。

【工作物・広告物】

- ・広告物、工作物等は、洗練されたデザインのものとして下さい。

(テント)

- ・街の調和を重視した個性を活かしたものとして下さい。
- 歩道上にできる場合は、市の道路占用許可を得たものに限りです。

(自動販売機)

- ・歩道上にはみ出て設置することは禁止します。

(突出広告)

- ・歩道上にできる場合は、下端の高さは、歩道面から、2.5m以上とし、突出幅は、道路境界から1m以内で、市の道路占用許可を得たものに限りです。

(置き看板)

- ・歩道上に置き看板を設置することは禁止します。

ごみの処理

(コンテナボックスを利用する場合)

- ・集合建築物等は、敷地内にボックスの収納スペースを確保し、管理責任者等が責任をもってボックスの管理を行い、路上にボックスを出しておくことは禁止します。

(ごみ袋を利用する場合)

- ・所定の場所に、収集日の朝に袋の口をしばって整然と出し、ダンボールの利用はしないで下さい。

(ポリ容器を利用する場合)

- ・直接ゴミを容器に入れず、ごみ袋に入れた上、更に容器に入れるなど、散乱しないようにして、所定の場所に、収集日の朝に整然と出し、収集後は、速やかに敷地内へ収納して下さい。

(その他)

- ・ダンボール、雑誌、新聞紙等の古紙は、資源回収業者に出すなど、ごみの減量に努めて下さい。

清掃・歩道の使用

(歩道等の清掃)

- ・歩道に面した建築物の管理者、居住者は、歩道等の清掃に心がけて下さい。

(路上販売)

- ・歩道上を利用して、飲食物、絵画、ネックレス、果物等の路上販売は禁止します。

(荷解き・荷作り)

- ・歩道を商品積載、荷解き、荷作りの場所として使用することは禁止します。

(その他)

- ・歩道に植木鉢や飲食見本の飾り棚等をだすことは禁止します。

<運営団体の事務局>

「錦三丁目地区の都市景観をよくする会」事務局

所在地:中区錦三丁目 19-30 第3 錦ビル 6F

電話番号:052-951-6261

